

## リース漁船の資産管理について

## — 漁船リース事業で取得した漁船及び機器に貼り付けるシール管理について —

【水産業競争力強化漁船導入緊急事業】の「業務要領細則」の15.『維持・管理』において、「(1) リース事業者及び借受者は、リース漁船に係る財産管理台帳を作成するとともに、その他関係書類を整備保管すること等により、適正な管理を行わなければならない。(2) 借受者は、リース事業者が所有者であることを示すシールをリース漁船に貼付しこれを維持しなければならない。」としています。

## 1. リース漁船に貼付するシール

【水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業】で取得した「漁船・機器」に貼付する。

シール A	シール B
漁船用	漁船に搭載する電子機器等用
<p>○ 漁船の操舵室内に貼付 (・操業に支障が無く、目につく場所に貼付。)</p> <p>○ 船外機船は、船内の防湿格場所等に保管。(求めに応じて取り出せるように。)</p> <p>貼付場所： 〈リース事業体と借受者で相談〉</p>	<p>操舵室等に搭載した、取り外しが可能な、電子機器等に貼付(魚探、等)</p> <p>(取得金額が50万円(税別)以上の漁船搭載の電子機器類)</p>

## 2. シールの使用方法

- ①  漁船漁業構造改革緊急事業     浜の担い手漁船リース緊急事業

(口のどちらかに レ点 を記入する)

(油性ボールペンか、油性フェルトペンで手書きする) \*保護シールの上でもOK

- ② シール内の A、Bの所有者欄には、

所有者シール(A→大、B→小)を張り付ける。

・サンプルは1セット送付します。

・追加分は、ワードデータ送付しますので、ラベル用紙=「PLUS」

(メーカー名)、「A4ノーカット、いつものプリンターラベル」を

購入し、プリントし、使用。

- ③ シールA 船名、使用者名、契約番号、リース期間

(油性ボールペンか、油性フェルトペンで手書きする)

- ④ シールB 契約番号、リース期間

(契約番号は、②の契約番号の枝番号。例) ○○○○—○)

(油性ボールペンか、油性フェルトペンで手書きする)

- ⑤ シールA、Bとも、サポートを利用しない場合は、

(~~転リース者:一般社団法人 水産業構造改革サポート~~)文字を線で消す。

## A リース漁船に貼り付けるシール

<input type="checkbox"/> 漁船漁業構造改革緊急事業	リース漁船
<input type="checkbox"/> 浜の担い手漁船リース緊急事業	
－水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業－	
所有者：所有者名 住所	
(転リース者：一般社団法人 水産業構造改革サポート)	
船名	
使用者名	
契約番号	
リース期間 20 年 月 日 ~ 20 年 月 日	
(事業実施者：特定非営利法人 水産業・漁村活性化推進機構)	

## B リース漁船の機器(電子機器等)に貼り付けるシール

<input type="checkbox"/> 漁船漁業構造改革緊急事業	リース漁船
<input type="checkbox"/> 浜の担い手漁船リース緊急事業	
所有者：	
契約番号：	
リース期間：20 年 月 日 ~	
20 年 月 日	
(事業実施者：特定非営利法人 水産業・漁村活性化推進機構)	
(転リース者：一般社団法人 水産業構造改革サポート)	
－水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業－	

FAX 03 - 6860 - 3074

年 月 日

特定非営利活動法人  
水産業・漁村活性化推進機構 殿

(リース事業体名)

(担当者名)

漁船リース事業で取得した漁船及び機器に貼付するシール

送付依頼状

以下について、送付下さいますようお願いいたします。

○ シール A ..... ( )枚

○ シール B ..... ( )枚

送付先住所・部門・担当者

電話番号

平成28年10月24日

リース事業者 各位

漁船リース事業で取得した漁船及び機器に貼り付けるシールの  
所有者シール (Aシール用→大、Bシール用→小) の送付

NPO 水・漁機構 (漁船リース班)

先に、各リース事業者宛に、標記所有者シールのデータ (ワード) をメールにて送付したところですが、この「所有者シール」(大・小二種類) の印刷見本と、ラベル用紙見本をお送り致します。(ガイドラインに沿ってカッターナイフで切り取り使用して下さい。)

使用方法は、9月21日の全国説明会でご説明した通りです。(別紙①)

今後は、リース事業者名や住所等の変更の際は、データを修正の上、これを印刷してご使用下さい。(＊ラベル用紙は、市販の(「PLUS」A4 ノーカット、いつものプリンター用) を購入の上、使用して下さい。)

また、漁船や機器に貼り付けるシールについて、別紙の「送付依頼状」にて注文ください。

(注)

漁船リース事業で取得した漁船及び機器に貼り付けるシールに記入する

契約番号について

別紙文書：「契約番号について」 参照。



